

平成29年第9回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年8月10日(木) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年8月10日(木) 午前 11時07分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 11名

1番 井川 輝征	2番 尾上 春樹	3番 宮本 和市
4番 藤井 雅史	5番 谷口 孝一	6番 塚本 壽
7番 草野 義雄	8番 田口 昭広	9番 寺本真理子
10番 阪口 修一	11番 片山 幸弘	

・出席農地利用最適化推進委員 14名

1番 本郷 昭博	2番 牧 正徳	3番 中川 光春
4番 矢野 解光	5番 田口 宗一	6番 下崎 省一
7番 宮島 正文	9番 道園 浩二	10番 小崎 良一
11番 木川 保	12番 一川 清	13番 野田 和夫
14番 渕上 米作	15番 山田 和治	

・欠席農地利用最適化推進委員 1名

8番 坂口 恵美子

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第22号 農地形状変更届出書について

報告第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第30号 農用地利用集積計画の審議について

議案第31号 農業委員の担当区域の設定について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は3番：「宮本和市」委員、4番：「藤井雅史」委員にお願いします。 なお、8番「坂口恵美子」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第22号「農地形状変更届出書について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第22号「農地形状変更届出書について」、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －農地形状変更届の概要について説明－ 1番、申請地の詳細及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「水稻を作付けしていたが、労力不足の為、客土して野菜を作付けする」となっています。 資料は1ページになります。場所は斎場の横で、斎場も1メートルほど石垣があって、その横は耕作放棄地で1メートルくらい高くなっていますので、1メートル程度客土しても特に問題はないということでございます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明を「9番の寺本委員」にお願いします。
寺本委員	おはようございます。8月8日に現地確認に行きました。今説明がありましたとおり、四方1メートルくらい高くなっていますので、埋め立てても別に問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧	ただいまの寺本委員さんの説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

推進委員	す。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 20 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 22 号については、これで終わります。 次に報告第 23 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 23 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 －農地中間管理事業の概要について説明－ 1 番及び 2 番、賃貸人が中間管理機構に貸しまして、中間管理機構から賃借人に貸しております。設定期間は新規設定 5 年間です。耕作作目は水稻を作付けすることとございます。 3 番、賃貸人が中間管理機構に貸しまして、中間管理機構から賃借人に貸しております。耕作作目は水稻で、新規設定の 1 年 9 か月ということとございます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 23 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 23 号については、これで終わります。 次に議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －農地法第 3 条の概要について説明－ 所有権移転の部 1 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「病気で耕作管理できない為、売り渡す」譲受人事由は、「自作地の集約化を図る為、買い受ける」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、2 ページから 3 ページになります。3 ページをお願いします。上が位置図で下が字図になります。譲受人の自宅のすぐ横の農地になっております。今も草刈りなど管理をされておりました。〇〇地区に関しては今後基盤整備をするということで、今回購入をされて基盤整備に生かしたいというような計画でござ

	ざいました。 2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢のため、娘に生前贈与する」譲渡人事由は、「贈与を受け、農業経営を行う」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。今回は3筆のみですけれども、まだ譲渡人は農地をたくさん持っておられまして、担当されている司法書士に尋ねたところ、息子さん方が他におられまして、息子さん方にも生前贈与をしたいということでございました。来月かその次に上がってくるのかなということでございます。議案資料は、4ページから5ページになります。4ページに判断理由が書いてありますが、許可相当であると考えております。5ページ目が場所になりますが、これも自宅の前の農地になります。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「2番の尾上委員」にお願いします。
尾上委員	現地調査に参加できませんでしたが、その前に事前説明を受けておりましたので、確認いたしましたけれども、別段問題は無いように思われます。以上です。
片山会長	担当地区の「野田推進委員」から何かございましたらお願いします。
野田推進委員	野田です。立ち会った結果、何も不満な点はありませんでした。将来は基盤整備をして、集約化を図りたいということで、農業委員会の希望に沿った希望をいただいておりますので、これでいいのではないかと思います。終わります。
片山会長	2番の案件を「2番の尾上委員」にお願いします。
尾上委員	この件につきましても、別段問題は無いと思います。以上です。
片山会長	担当地区の「一川推進委員」から何かございましたらお願いします。
一川推進委員	この土地は、譲渡人、譲受人の自宅の前であって、きれいに管理されております。秋にはコスモスなども景観作物として植えてありますし、譲渡人も指導をしながら十分な管理ができると思いますので、問題は無いと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第28号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －農地法第5条の概要について説明－ 所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。第2種農地になります。議案資料は、6ページから8ページになります。8ページをお願いします。ここに農地の広がりを書いてありますけど、0.07haしかございません。7ページの上の方をお願いします。宅地が密集していて真ん中付近に申請地と書いてあります。これはその他の農地に該当しますし、宅地の広がりのある第2種農地にも該当するのかなということで、転用可能であると判断しております。今のは立地基準の判断になります。資料の6ページに戻っていただいて、2番に一般基準とありますが、資力及び信用とか立地条件とか資金計画とか周辺農地への影響とか書いてありますが、適正かどうか判断し、事務局は適正であると判断しております。 2番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「宅地拡張」です。議案資料は、9ページから11ページになります。9ページをお願いします。一般基準は記載のとおりで問題ないと思います。10ページの上の方をお願いします。宅地の横に小さく申請地とありますけれども、現在宅地の一部という感じになっておりまして、譲渡人が持っても意味はないので、譲受人に無償で譲り渡すという案件でございます。 3番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「宅地拡張」です。議案資料は、12ページから14ページになります。12ページをお願いします。立地基準は第2種農地で問題ありません。一般基準も資金計画や周辺農地の影響も問題ありません。13ページの上の方をお願いします。これも譲受人の自宅の横になっております。これも譲渡人が持っても意味はないので、譲受人が今も活用しておられるのですが、今回購入して物干し場として利用するということでございます。 4番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「植林」です。始末書添付と書いてありますけれども、実際に植林がされている案件であります。議案資料は、15ページから17ページになります。15ページを

	お願いします。立地基準、一般基準を記載しておりますけれども、問題はございませんでした。バス停からずっと上って林道があるのですが、周囲は山林で、事務局としても問題ないということです。 賃借権設定の部、1 番。申請地及び賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「公民館敷地及び公民館駐車場」です。ここは第 1 種農地になります。議案資料は、1 8 ページから 2 0 ページになります。1 9 ページの上の方をお願いします。農地が広がっておりまして、1 0 h a 以上の広がりがありました。第 1 種農地になりますが、参考資料の 7 ページをお願いします。第 1 種農地の転用の特例。真ん中付近の(d) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設ということで、公民館が該当するか県に確認を取ったところ、該当するであろうということでしたので、第 1 種農地であっても特例が使えるということで、転用ができるということでございます。 2 番。申請地及び賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「農業用貯水池」です。これも第 1 種農地に該当します。議案資料は、2 1 ページから 2 3 ページになります。基盤整備をしたとき貯水池がほしいということで、ずっと前に転用がされておりますけれども、追認ということで今回上がっております。これも第 1 種農地の転用の特例を活用しまして、参考資料の 6 ページをお願いします。6 ページの上の方(a)です。(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設の中の農業用施設の(i) 農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設ということで、農業用貯水池は転用できるということで、許可相当であると事務局は判断しております。これも県に確認を取っております。 議案第 2 9 号、所有権移転の部 1 番から 4 番及び賃借権設定の部 1 番から 2 番につきましては、「農地法第 5 条第 2 項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「4 番の藤井委員」をお願いします。
藤井委員	事務局から説明があったとおりでございます。問題はないと思いますので、よろしく採択のほどお願いいたします。
片山会長	担当地区の「道園推進委員」から何かございましたらお願いします。
道園推進委員	私も藤井委員と一緒に同行いたしましたけれども、藤井委員から説明があったとおりで、何ら異議ありませんのでよろしくお願いします。

片山会長	2番・3番の案件を「8番の田口昭広委員」にお願いします。
田口昭広委員	8日朝から、局長、次長、田口推進委員とともに現場を確認してまいりました。現場は〇〇橋の近くで、事務局から詳しく説明していただきましたが、贈与、売買手続きもスムーズに行っている模様ですので、ご処分のほどよろしくお願ひいたします。
片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
片山会長	4番の案件を「6番の塚本委員」にお願いします。
塚本委員	すでに森林になっていまして、伐採してそのあと植林してあるということで、周辺も山になっています。よろしくお願ひいたします。
片山会長	担当地区の「下崎推進委員」から何かございましたらお願いします。
下崎推進委員	塚本委員の言われるとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
片山会長	賃借権設定の部1番及び2番の案件を「2番の尾上委員」にお願いします。
尾上委員	説明にも書いてありますように、公民館また貯水池になっておりますけれども、代替の可能性はないということで、適正だと思っております。よろしくお願ひします。
片山会長	担当地区の「一川推進委員」から何かございましたらお願いします。
一川推進委員	公民館に利用されているというところですが、公民館の利用者はほとんど9割以上が農業に従事している者でございまして、農業者の会合とかに使っております。ここに代替の可能性はないと書いてございますが、その通りだと思います。農業用貯水池につきましては、この地区は圃場整備を7.5haくらいしております、〇〇川と△△川の分水嶺にあたります。度々枯渇して困っていたところで、提供していただいて農業用貯水池に使っているわけで、担当としては一番密接だと思いますし、農業に資してると思いますので、何ら問題は無いと思います。よろしくお願ひします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第29号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	4番の件ですけれども、転用については問題ないのですが、その対応に今後混乱を生じないか危惧がありますので、気づいたことを話しておきたいと思います。集団で伐採してあり、抜根したり、植林したりしてありますけれども、境界線が見えないようになっているということです。木が成長した後、地権者がどこ

	が境界か見た目ではわからなくなって、測量をしないと確認できない状態です。不要な出費とトラブルまでは行かないですけど、スムーズな利用ができない状態を生まないために、業者がやる事業でも区画がわかるような状態を残しておく、杭木とか目標物とかではっきりここからここまで、区画はここですよという状態を残しておいてもらいたいと思います。もちろんそれができないときには測量をやり直して杭をきちんと打ってもらうというような事業責任とかいうのも検討していただければと思いました。以上です。
片山会長	はい、事務局から何かあれば。
川田次長	これは、塚本委員と現場を回った時に杭がわからない状態なのですが、皆さんでいっぺんにしたので、杭がわからないようになったのを皆知っている状態です。これは農業委員会が指示とか立ち入りできる問題ではないです。地権者で今後筆をきちんと分けるとか、それは地権者同士の話し合いによってだと私は思います。そこに口を出すべきではないのかなと、私は農業委員会の事務局として、思っております。農業委員会がこうなさいとは言われないう思っております。
片山会長	はい、6番、塚本委員。
塚本委員	どうこうするというのはいわなくてもいいと思いますけれども、農業委員会という話ではないので、それは別の話だというように済ませるということも今までの行政としては十分対応できたと思いますけれども、詳細をわかるように説明していく、あるいは住民の方に対応するというようなことでは、農業委員会がこれをそうしろということではなくて、森林を伐採するときに許可を取らないといけない状況があると思いますけれども、その時の条件として、区画がわかるようにしておいてくれということ、それからわからないようになって復元できますから、せっかく地籍をやった後ですから。後の混乱が無いようにということを行行政の機関として検討していただきたいと思います。
片山会長	塚本委員の言われることは、皆さん十分わかると思います。後から問題が生じないように、私たちができる最大限の努力をしたいと思います。告畑局長から何か。
告畑局長	地籍が終わりまして、座標で杭は管理してあります。個人責任で、自分で杭の復旧はしようと思えばできますので、もめごとが起きた時には自己責任で復旧していただくことになります。
片山会長	6番、塚本委員。
塚本委員	もちろん自己責任ですが、事業をするということは、事業を発注するか、受注した人の責任になる訳です。その時に杭木がはっきりわかるような対策を講じておいてもらうとそこで済むということです。個人ではかなり高い金額を払わな

	いと、再現ができないというようなことを聞いておりますので、話をしているわけです。
片山会長	農業委員会以外の部署で担当がいると思いますので、そういう所と連絡を取りながら進めさせていただきますので、これで了承していただきたいと思います。 他に、議案第29号につきまして、ご質疑ありませんか。 4番、藤井委員。
藤井委員	事務局に貯水池の件で今後の参考のためにお尋ねです。886㎡となっていますが、田んぼを掘り下げるのですか。
片山会長	5ページの2番ですね。
藤井委員	はい、田んぼを貯水池に変えるわけですか。
川田次長	もう変わっています。
藤井委員	はい、わかりました。この時に賃貸料は若し差支えなければいくらくらいですか。
川田次長	平成15年が当初なのですけれども、反当り4万6千円で面積応じたら年間3万6千円となります。
一川 推進委員	よろしいですか。
片山会長	12番、一川推進委員。
一川 推進委員	今単価が出ましたけれども、この契約書は私が当初作りまして、水がないので、欲しくて、そこは湧水地ではないのですが、掘り下げれば水が湧く訳ですね。河川は勾配があるのでその貯水池からパイプで持って行って河川へおろしています。その先は圃場整備で用水路を作っております。そこで下すようにしているのですが、当時、米が高かったので、実質は反の7俵で1等米というところをしています。実際は単価が変わっていいのですが、面倒くさいから決めようということになって、その値段になっております。次長の言われたとおりです。
片山会長	藤井委員、よろしいですか。
藤井委員	はい。
片山会長	他に、議案第29号につきまして、ご質疑ありませんか。 4番、矢野推進委員。
矢野 推進委員	すみません、失礼ですけど、何分初めてでございまして、質問、疑問ばかりですけれども、まず、説明のために資料を開きますけれども、文言を言ってからページを言われるでしょ、今の話を聞いてますと何ページだろうかわかんわけですよ。名前をまだ覚えていませぬのでですね。それで、何ページの何ですよということ言ってもらって、説明をしていただければ、よかったらよろしくお願

	します。
片山会長	矢野推進委員の言われるように、今回初めてなられた方、初めての文言が出てきますので、事務局とも検討いたしまして、議事の前にできるだけわかりやすく説明しようと、十分今日は打ち合わせてきたつもりですが、なかなか皆さんにご理解が行かないところがありますけれども、皆さん方も目を通していただければと思いますので。矢野推進委員が言われたように今後こちらでもわかりやすく説明いたしますのでよろしくお願いいたします。矢野推進委員、よろしいですか。
矢野 推進委員	はい、よろしくお願いいたします。
片山会長	他に、議案第２９号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 次に「賃借権設定の部」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第３０号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案所の６ページになります。議案第３０号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が

	芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －農業経営基盤強化促進法の概要について説明－ 賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定 1 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わらせていただきます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 0 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 1 番の案件につきましては、宮本委員が関係しておりますので一時退席をお願いします。 －宮本委員退席－ 賃借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 1 号「農業委員の担当区域の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 3 1 号「農業委員の担当区域の設定について」、農業委員の担当区域を、下記のとおり定めることについて本会の意見決定を求めるものです。 これは前回の研修の終わりに、皆様方に話し合っていて、協議していただいた結果になります。片山委員から草野委員まで担当区域を定めております。一応担当区域を農業委員も設定しておりますけど、これは最適化推進委員と重複している担当区域がございます。農業委員と推進委員で担当区域を網羅していただければ

	と思います。荒廃農地の調査とかがあります。そういう場合は推進委員さんと農業委員さんで分けて調査をしていただければ調査範囲も狭くなるのかなと思います。これは農業者からの相談とかを受ける範囲と考えていただければと思います。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第31号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 議案第31号につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、議案第31号については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農業委員会名簿について (2) 利用権設定申出書について (3) 芦北町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について (4) 芦北町農業委員会農地利用最適化実践チーム要領について (5) 利用状況調査について